

沼津市路上喫煙の規制に関する条例（案）の骨子に対する意見

No.	表題	意見内容	市の考え方
1	<p>迫害的な規制は避けてほしい</p>	<p>喫煙者に対する締め付けを強化するだけでは、根本的な問題の解決にはつながらない。嗜好品である以上、吸う人の権利は保障されるべきである。 たばこによる被害を減らしたいのであるならば、吸う場所の環境強化が一番の近道だと考える。迫害的な規制は避けてほしい。</p>	<p>骨子「条例制定の理由」後段にお示ししたとおり、たばこを吸う人、吸わない人それぞれの立場から清潔で快適な空間を保全し、「人と環境を大切にすまちづくり」の推進に資することを目的に条例を制定するもので、喫煙者に対し、迫害的な規制をするものではありません。 また、市が指定する喫煙場所の整備につきましては、市が講ずべき総合的施策の一つとして実施していく考えです。</p>
2	<p>中央公園を重点規制区域に入れてはどうか。</p>	<p>中央公園を重点規制区域に加えることを希望する。 中央公園では、色々なイベントが行われており、子どもといっしょに街に出かけた時に、遊ばせることができるよい場所なので、喫煙が規制されていけば安心できると思う。</p>	<p>中央公園の1日当たりの歩行者通行量は、約1,500人です。 また、年間50件を超えるイベントが開催され、市内外から多くの利用者があります。</p> <p>現在作業が進められ、今年度内に策定予定の「第2次沼津市都市計画マスタープラン」では、中央公園について以下の方針案が示されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地のにぎわいや憩い、コミュニティ活動を支える公共空間として維持していくこと ・まちなかで過ごす人々にとって貴重な緑地とすること ・整備にあたっては市街地と狩野川をつなぐ空間として狩野川へのエントランス機能の導入等に配慮すること
3		<p>駅から役所などへの通り道で人通りも多いと感じる。また、ここではイベントもあると聞いている。重点規制区域に加えてはどうか。</p>	<p>これらのことを踏まえて、中央公園を重点規制区域に加える方向で検討します。</p>
4	<p>規制ではなくマナー啓発に重点をおいてほしい</p>	<p>たばこ税を納めているにも関わらず、規制ばかりで納得がいかない。 規制ではなく、マナー啓発にたばこ税の一部を活用してほしい。</p>	<p>骨子「条例制定の理由」後段にお示ししたとおり、喫煙を一方的に規制するものではありません。喫煙に関するルールを明確にし、そのことを周知啓発していきます。</p>

No.	表題	意見内容	市の考え方
5	喫煙者を一方的に排除しないでほしい	多くの喫煙者はマナーを守って喫煙している。一方的な排除は乱暴だと思う。	意見1でお答えした通り、一方的な排除ではなく、市は明確なルールのもとに、その周知啓発や指定喫煙場所の整備などを含む総合的な施策を行うものです。
6	沼津駅北、南口の喫煙場所は残してほしい	沼津駅の北口、南口の喫煙場所は、マナーを守る喫煙者のためにも残してほしい。	現行の沼津駅北口、南口の喫煙場所については、重点規制区域内の指定喫煙場所として整備を進めていく予定です。
7	電子たばこ等も規制に含めるべき 指定喫煙所は不要 2万円以下の過料規定を設けるべき	<ol style="list-style-type: none"> 1 喫煙、受動喫煙のたばこに、非燃焼の加熱式たばこや電子たばこ等の新型たばこも含めることが必要ではないか。 2 禁止区域は段階的に増やすのではなく、人の多い場所を最初から区域とすべき。 3 飲食店、ビル等の店頭・道路通路側等に灰皿を置くケースがあり、喫煙行為が行われている。通行者や店やビル等に入りする非喫煙者への危害防止の観点から、それらの場所での灰皿設置は店等の敷地内であっても禁止とすべき。 4 区域内での携帯灰皿の無料配布を禁止とすべき。 5 禁止区内に将来的にも喫煙所を設置すべきではない。たばこの煙を完全に排除するオープンスペースであることもあり、たばこの煙が周辺に拡散し、周りの非喫煙者に受動喫煙の危害を及ぼすことが避けられません。たとえ閉鎖形の喫煙室を設けたとしても、煙は二重ドアであっても必ず漏れ出ます。 6 実効性を担保するため、路上喫煙禁止区域で路上喫煙をした者で、指導に従わない者は2万円以下の過料に処するなど、実効性の担保を取ってはどうか？ 	<ol style="list-style-type: none"> 1 「電子たばこ」と呼ばれるもののうち、たばこ事業法の「製造たばこ」に該当するものは、禁止の対象とします。 また「製造たばこ」に該当しないものについても、吸っている姿が一般のたばこと区別がつきにくいことから、重点規制区域内において、吸わないよう協力を呼びかけていく考えです。 2 沼津駅周辺では、高次都市機能の集積が進んでおり、内外から沼津を訪れる方の増加が期待される状況にあることを踏まえて、まずは、本市の玄関口である駅周辺に重点規制区域を設けることとしました。今後、区域の拡大については、沼津駅周辺での規制の効果等を検証した上で、検討していきたいと考えております。 3 店舗等の個人の敷地内に設置される灰皿について、撤去を求めるものではありません。 4 携帯灰皿等の啓発用品の配布については、考えていません。 5 骨子にお示ししたとおり、重点規制区域内には指定喫煙場所を設ける予定です。 6 喫煙ルールを明確にして、規制に関する周知啓発や案内表示の整備、喫煙所への誘導などを行うことで、実効性を確保したいと考えております。